第 4510 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 6月 21日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 親族に支払った給与

Q：私は自営業をしていますが、人手不足のため、同居している息子と嫁に行った娘に時々店を手伝ってもらい、給与を払っています。この給与は、いずれも必要経費とすることができますか？私は白色申告者です。

A：娘さんの給与は必要経費になりますが、息子さんの給与は必要経費に算入することができません。

【解説】

事業主がその事業に従事した者に対し、労働の対価として給与を支給した場合、その給与はその事業者の事業所得の必要経費となりますが、生計を一にする配偶者その他の親族に対して支払った給与は、原則として、必要経費に算入されないこととなっています。

したがって、ご質問の場合、嫁に行った(生計を別にしている)娘さんに対する給与は、その額が適正であれば必要経費に算入されますが、生計を一にする息子さんに対する給与は、それが娘さんや他の従業員と同じ基準で給与を支給していたとしても、その給与の額は必要経費に算入することは認められません(ただし、一定の要件を満たす場合には、一定の金額を事業専従者控除として必要経費に算入することが認められます)

なお、この場合は、給与をもらった息子さんの給与所得にもなりませんし、その給与の額が適正であれば、贈与税の課税問題も起きない事となっています。